

第百八十九回国
参議院環境委員会會議録第四号

平成二十七年六月二日(火曜日)

午後一時開会

委員の異動

四月七日

辞任
浜野 喜史君

補欠選任
野田 国義君

四月八日

辞任
野田 国義君

補欠選任
浜野 喜史君

四月十三日

辞任
浜野 喜史君

補欠選任
前田 武志君

四月十四日

辞任
前田 武志君

補欠選任
浜野 喜史君

四月十五日

辞任
杉 久武君

補欠選任
山本 香苗君

四月十六日

辞任
山本 香苗君

補欠選任
杉 久武君

四月二十二日

辞任
浜野 喜史君

補欠選任
森本 真治君

四月二十三日

辞任
森本 真治君

補欠選任
浜野 喜史君

五月十三日

辞任
浜野 喜史君

補欠選任
蓮 舩君

五月十四日

辞任
吉川ゆうみ君

補欠選任
太田 房江君

蓮 舩君

補欠選任
太田 房江君

五月十五日

辞任
太田 房江君

補欠選任
吉川ゆうみ君

五月二十日

辞任
吉川ゆうみ君

補欠選任
山崎 力君

五月二十一日

辞任
高橋 克法君

補欠選任
武見 敬三君

山崎 力君

吉川ゆうみ君

櫻井 充君

白 眞敷君

五月二十二日

辞任
武見 敬三君

補欠選任
高橋 克法君

白 眞敷君

櫻井 充君

六月一日

辞任
山本 香苗君

補欠選任
杉 久武君

鴻池 祥肇君

補欠選任
舞立 昇治君

理事
出席者は左のとおり。

委員長
島尻安伊子君

委員
高橋 克法君

中西 祐介君

水岡 俊一君

市田 忠義君

岩城 光英君

尾辻 秀久君

佐藤 信秋君

中川 雅治君

中曾根弘文君

舞立 昇治君

舞立 昇治君

舞立 昇治君

吉川ゆうみ君

小見山幸治君

櫻井 充君

長浜 博行君

浜野 喜史君

杉 久武君

清水 貴之君

水野 賢一君

望月 義夫君

北村 茂男君

高橋ひなこ君

櫻井 敏雄君

櫻井 敏雄君

櫻井 敏雄君

櫻井 敏雄君

櫻井 敏雄君

櫻井 敏雄君

櫻井 敏雄君

櫻井 敏雄君

櫻井 敏雄君

櫻井 敏雄君

櫻井 敏雄君

櫻井 敏雄君

櫻井 敏雄君

櫻井 敏雄君

櫻井 敏雄君

櫻井 敏雄君

櫻井 敏雄君

櫻井 敏雄君

櫻井 敏雄君

櫻井 敏雄君

櫻井 敏雄君

櫻井 敏雄君

櫻井 敏雄君

櫻井 敏雄君

櫻井 敏雄君

櫻井 敏雄君

櫻井 敏雄君

櫻井 敏雄君

櫻井 敏雄君

第十一部

環境委員会會議録第四号

平成二十七年六月二日

【参議院】

まず、水銀による環境の汚染の防止に関する法律案の内容の概要を御説明申し上げます。

第一に、我が国における水銀対策の全体像を明示し、広範な関係者の取組を総合的かつ計画的に進めるため、主務大臣により水銀等による環境の汚染の防止に関する計画を策定することとしております。

第二に、何人も、水銀鉱を掘採してはならないこととしております。

第三に、水銀使用製品の製造等に関する措置についてであります。

特定の水銀使用製品の製造を原則として禁止することとし、条約で認められた用途のために製造される場合に限り許可することとしております。

また、既存の用途として把握されていない新たな用途のための水銀使用製品については、当該製品の利用が人の健康の保護又は生活環境の保全に寄与する場合でなければその製造又は販売をしてはならないこととしております。

さらに、国、市町村、事業者に対して水銀使用製品を適正に回収していくために必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとしております。

第四に、何人も、特定の製造工程において水銀等を使用してはならないこととしております。

第五に、何人も、業として金鉱から水銀等を使用する方法によつて金の採取を行つてはならないこととしております。

第六に、水銀等の貯蔵に関する措置についてであります。

主務大臣はその貯蔵に係る水銀等による環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針を定めることとし、環境の汚染を防止するために必要があると認めるときは、当該水銀等貯蔵者に対して必要な勧告ができることとしております。また、当該水銀等貯蔵者は定期的に主務大臣に貯蔵の状況等に関する報告をしなければならぬこととしております。

第七に、水銀含有再生資源の管理に関する措置についてであります。

主務大臣はその管理に係る水銀含有再生資源による環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針を定めることとし、環境の汚染を防止するために必要があると認めるときは、当該水銀含有再生資源管理者に対して必要な勧告ができることとしております。

また、当該水銀含有再生資源管理者は定期的に主務大臣に管理の状況等に関する報告をしなければならないこととしております。

以上のほか、経過措置、罰則その他の規定の整備等を行うこととしております。

次に、大気汚染防止法の一部を改正する法律案の内容の概要を御説明申し上げます。

第一に、水銀排出施設に係る届出等に係る各種規定の整備であります。

水銀等の大気中への排出規制の実効性を確保するため、条約の規定に基づき規制が必要な施設を水銀排出施設とし、当該施設の設定等について都道府県知事に届け出なければならないこととしております。

第二に、排出口における排出濃度規制の実施であります。

水銀排出施設の排出口の水銀濃度の排出基準を定め、当該施設から水銀等を大気中に排出する者に対して排出基準の遵守を義務付けることとしております。また、排出基準の遵守義務違反に係る改善勧告等及び改善命令等の制度を併せて設けることとしております。

第三に、要排出抑制施設の設定者の自主的取組の実施であります。

水銀排出施設以外の施設であっても、水銀等の大気中への排出量が相当程度多い施設を要排出抑制施設として指定し、その設置者に対し、水銀等の大気中への排出を抑制するための自主的取組を実施することを責務として求めることとしております。

以上のほか、事業者に対する水銀等の大気中への排出の抑制に係る責務の規定、国及び地方公共団体の施策、経過措置、罰則その他の規定の整備等を行うこととしております。

以上が、これらの法律案の提案の理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(島尻安伊子君) 以上で両案の趣旨説明の聴取は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時七分散会

四月十日日本委員会に左の案件が付託された。

一、福島県民を放射線被害から守り、安心して住み続けられる環境を創ることに係る請願

(第六七二号)(第六七三号)(第六八二号)(第七一七号)(第七一八号)(第七一九号)(第七二〇号)(第七二二号)(第七二二二号)(第七二三二号)(第七二四号)(第七二五号)(第七二六号)(第七二七号)

第六七二号 平成二十七年三月二十七日受理
福島県民を放射線被害から守り、安心して住み続けられる環境を創ることに係る請願

請願者 福島県いわき市 佐藤守利 外九
百九十九名

紹介議員 吉田 忠智君

福島原発では、高濃度放射能を含む汚染水が地上タンクから漏れ出し、海に流出するなど深刻な事態が広がっている。原発事故は収束しておらず、現在も危機的状況にある。しかし、この間の東京電力の場当たり的な危機管理では安全・安心は保障されない。政府が全責任を持ち事故収束に対応することが必要である。また福島県民は、いまだに約十二万人が避難生活を送り、全ての県民が放射線被害や将来への不安などを抱えながら生活を続けている。福島県民は住まいや生業の再建、徹底した除染、完全賠償、子供・県民の健康管理、福島原発の全基廃炉などを強く求めている

が、国も東京電力もこれまで行ってきた不十分な支援や賠償さえも一方的に打ち切る動きを強めている。

ついては、次の事項について実現を図りたい。
一、健康診断や検査、医療費を国の制度で無料とし、放射線被害から子供たちと県民を守ることに。
二、放射線量の徹底した計測と除染を継続し、安心して住み続けられる環境をつくること。

第六七三号 平成二十七年三月二十七日受理
福島県民を放射線被害から守り、安心して住み続けられる環境を創ることに係る請願

請願者 福島県いわき市 吉田隆浩 外九
百九十九名

紹介議員 山本 太郎君

この請願の趣旨は、第六七二号と同じである。

第六八二号 平成二十七年三月三十日受理
福島県民を放射線被害から守り、安心して住み続けられる環境を創ることに係る請願

請願者 福島県喜多方市 田村孝夫 外九
百九十九名

紹介議員 有田 芳生君

この請願の趣旨は、第六七二号と同じである。

第七一七号 平成二十七年四月二日受理
福島県民を放射線被害から守り、安心して住み続けられる環境を創ることに係る請願

請願者 福島県会津若松市 大堀ふじ子 外四千五百八十名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第六七二号と同じである。

第七一八号 平成二十七年四月二日受理
福島県民を放射線被害から守り、安心して住み続けられる環境を創ることに係る請願

請願者 京都市 和田広子 外四千五百八十名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第六七二号と同じである。

第七一九号 平成二十七年四月二日受理

福島県民を放射線被害から守り、安心して住み続けられる環境を創ることに關する請願

請願者 札幌市 永島政子 外四千五百八十名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第六七二号と同じである。

第七二〇号 平成二十七年四月二日受理

福島県民を放射線被害から守り、安心して住み続けられる環境を創ることに關する請願

請願者 東京都調布市 庄司洋子 外四千五百八十名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第六七二号と同じである。

第七二二号 平成二十七年四月二日受理

福島県民を放射線被害から守り、安心して住み続けられる環境を創ることに關する請願

請願者 京都市 松川勉 外四千五百八十名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第六七二号と同じである。

第七二三号 平成二十七年四月二日受理

福島県民を放射線被害から守り、安心して住み続けられる環境を創ることに關する請願

請願者 東京都台東区 佐々木恵子 外四千五百九十名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第六七二号と同じである。

第七二三号 平成二十七年四月二日受理

福島県民を放射線被害から守り、安心して住み続けられる環境を創ることに關する請願

請願者 横浜市 大山政信 外四千五百八十名

十名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第六七二号と同じである。

第七二四号 平成二十七年四月二日受理

福島県民を放射線被害から守り、安心して住み続けられる環境を創ることに關する請願

請願者 秋田市 大矢真希 外四千五百八十名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第六七二号と同じである。

第七二五号 平成二十七年四月二日受理

福島県民を放射線被害から守り、安心して住み続けられる環境を創ることに關する請願

請願者 福島県郡山市 佐藤茂子 外四千五百八十名

紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第六七二号と同じである。

第七二六号 平成二十七年四月二日受理

福島県民を放射線被害から守り、安心して住み続けられる環境を創ることに關する請願

請願者 福島県会津若松市 照井麻希 外四千五百八十名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第六七二号と同じである。

第七二七号 平成二十七年四月二日受理

福島県民を放射線被害から守り、安心して住み続けられる環境を創ることに關する請願

請願者 福島県いわき市 伊深恵美 外四千五百八十名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第六七二号と同じである。

うことに関する請願(第一〇六三号)

第一〇六三号 平成二十七年五月十九日受理

放射能の除染と安全確保に政府が責任を負うことに関する請願

請願者 京都府南丹市 八木かつ枝 外二千九十二名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第五八号と同じである。

六月一日日本委員会に左の案件が付託された。

一、水銀による環境の汚染の防止に関する法律案

一、大気汚染防止法の一部を改正する法律案

水銀による環境の汚染の防止に関する法律案

水銀による環境の汚染の防止に関する法律案

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 水銀等による環境の汚染の防止に関する計画(第三條)

第三章 水銀鉱の掘採の禁止(第四條)

第四章 水銀使用製品の製造等に関する措置(第五條・第十八條)

第五章 水銀等を使用する製造工程に関する措置(第十九條)

第六章 水銀等を使用する方法による金の採取の禁止(第二十條)

第七章 水銀等の貯蔵に関する措置(第二十一条・第二十二條)

第八章 水銀含有再生資源の管理に関する措置(第二十三條・第二十四條)

第九章 雑則(第二十五条・第三十條)

第十章 罰則(第三十一条・第三十五條)

附則

第一章 総則

第一条 この法律は、水銀が、環境中を循環しつつ残留し、及び生物の体内に蓄積する特性を有し、かつ、人の健康及び生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質であることに鑑み、国際的に協力して水銀による環境の汚染を防止するため、水銀に関する水俣条約(以下「条約」という。)の確かつ円滑な実施を確保するための水銀鉱の掘採、水銀使用製品の製造等、特定の製造工程における水銀等(水銀及びその化合物をいう。以下同じ。)の使用、水銀等を使用する方法による金の採取、特定の水銀等の貯蔵及び水銀含有再生資源の管理の規制に関する措置その他の必要な措置を講ずることにより、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。)その他の水銀等に関する規制について規定する法律と相まって、水銀等の環境への排出を抑制し、もって人の健康の保護及び生活環境の保全に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「水銀使用製品」とは、水銀等が使用されている製品をいい、「特定水銀使用製品」とは、水銀使用製品のうちその製造に係る規制を行うことが特に必要なものとして政令で定めるものをいう。

2 この法律において「水銀含有再生資源」とは、水銀等又はこれらを含む物(環境の汚染を防止するための措置をとることが必要なものとして主務省令で定める要件に該当するものに限る。)であつて、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約附属書IV Bに掲げる処分作業がされ、又はその処分作業が意図されているもの(廃棄物処理法第二条第一項に規定する廃棄物並びに放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。)のうち有用なものをいう。

第二章 水銀等による環境の汚染の防止に関する計画

第三条 主務大臣は、水銀等による環境の汚染の防止に関する対策を総合的かつ計画的に推進

し、あわせて条約の確かつ円滑な実施を確保するため、水銀等による環境の汚染の防止に関する計画を策定するものとする。

2 前項の計画において定める事項は、次のとおりとする。

一 水銀等による環境の汚染を防止するための基本的事項

二 水銀等による環境の汚染を防止するために国、地方公共団体、事業者及び国民が講ずべき措置に関する基本的事項

三 その他条約の確かつ円滑な実施を確保するための重要な事項

3 主務大臣は、第一項の計画を策定しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、中央環境審議会及び産業構造審議会の意見を聴かなければならない。

4 主務大臣は、第一項の計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。

第三章 水銀鉱の掘採の禁止

第四条 何人も、水銀鉱を掘採してはならない。

第四章 水銀使用製品の製造等に関する措置

(特定水銀使用製品の製造の禁止)

第五条 何人も、特定水銀使用製品を製造してはならない。ただし、次条第一項の許可を受けた者(以下「許可製造者」という。)が、同項の許可(第九条第一項の規定による変更の許可があつたときは、その変更後のもの。第十二条において同じ。)に係る特定水銀使用製品を製造する場合は、この限りでない。

(特定水銀使用製品の製造の許可)

第六条 特定水銀使用製品を製造しようとする者は、その種類ごとに、主務大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、次の事項を記載した申

請書を主務大臣に提出しなければならない。一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 製造しようとする特定水銀使用製品の種類及びその数量

三 製造しようとする特定水銀使用製品の用途

四 その他主務省令で定める事項

3 主務大臣は、第一項の許可をする場合において、その許可の有効期間を定めるものとする。(欠格事由)

第七条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

二 第十条の規定により前条第一項の許可を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者

三 成年被後見人

四 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの(許可の基準)

第八条 主務大臣は、第六条第一項の申請に係る特定水銀使用製品が条約で認められた用途のために製造されることが確実であると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。(変更の許可等)

第九条 許可製造者は、第六条第二項第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の許可を受けなければならない。この場合においては、前条の規定を準用する。

2 許可製造者は、第六条第二項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。(許可の取消)

第十条 主務大臣は、許可製造者が次の各号のいずれかに該当するときは、第六条第一項の許可を取り消すことができる。

一 第七条第一号、第三号又は第四号のいずれかに該当するに至つたとき。

二 不正の手段により第六条第一項又は前条第一項の許可を受けたとき。

三 前条第一項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更したとき。

(承継)

第十一条 許可製造者について相続、合併又は分割(当該許可に係る特定水銀使用製品の製造の事業の全部を承継させるものに限る。)があつたときは、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該事業の全部を承継した法人は、許可製造者の地位を承継する。

2 前項の規定により許可製造者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(特定水銀使用製品の使用の制限)

第十二条 何人も、特定水銀使用製品を部品として他の製品の製造に用いてはならない。ただし、当該特定水銀使用製品が第六条第一項の許可を受けて製造された特定水銀使用製品又は外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第五十二条の承認を受けて輸入された特定水銀使用製品であつて、当該許可又は承認に係る用途に用いられる場合は、この限りでない。

(新用途水銀使用製品の製造等の基本原則)

第十三条 既存の用途に利用する水銀使用製品として主務省令で定めるものの以外の水銀使用製品(以下「新用途水銀使用製品」という。)については、当該新用途水銀使用製品の利用が人の健康

の保護又は生活環境の保全に寄与するものである場合でなければ、その製造又は販売(以下「製造等」という。)をしてはならない。

(新用途水銀使用製品の製造等に関する評価)

第十四条 新用途水銀使用製品(新用途水銀使用製品を部品として用いて製造される新用途水銀使用製品であつて、その部品として用いられる新用途水銀使用製品が次項の規定による届出がされ、かつ、当該届出に係る用途に利用されるものを除く。以下同じ。)の製造等を業として行おうとする者は、主務省令で定めるところにより、当該新用途水銀使用製品の利用が人の健康の保護又は生活環境の保全に寄与するかどうかについて、主務省令で定める方法により自ら評価をしなければならない。

2 新用途水銀使用製品の製造等を業として行おうとする者は、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、当該新用途水銀使用製品の種類及び用途、前項の評価の結果、当該評価に係る調査及び分析の方法その他の主務省令で定める事項を主務大臣に届け出なければならない。

3 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、速やかに、当該届出に係る書類の写しを環境大臣に送付するものとする。

4 環境大臣は、前項の規定による送付を受けたときは、必要に応じ、環境省令で定める期間内に、同項の主務大臣に対し、届け出られた事項について人の健康の保護又は生活環境の保全の見地からの意見を述べることができる。

(新用途水銀使用製品に係る勧告)

第十五条 主務大臣は、新用途水銀使用製品の利用が人の健康の保護又は生活環境の保全に寄与することを確保するために必要があると認めるときは、前条第二項の規定による届出をした者(以下「新用途水銀使用製品届出者」という。)に対し、新用途水銀使用製品の製造等に関し必要な勧告をすることができる。この場合において、同条第四項の規定による環境大臣の意見があるときは、これを勘案しなければならない。

(国の責務)

第十六条 国は、市町村が水銀使用製品を適正に回収するために必要な技術的な助言その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(市町村の責務)

第十七条 市町村は、その区域の経済的社会的諸条件に応じて、その区域内における廃棄された水銀使用製品を適正に回収するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第十八条 水銀使用製品の製造又は輸入の事業を行う者は、当該水銀使用製品への水銀等の使用に関する表示その他の消費者が水銀使用製品を適正に分別して排出することを確保することに資する情報を提供するよう努めなければならない。

第五章 水銀等を使用する製造工程に関する措置

第十九条 何人も、化学工業品その他の物品の製造工程であつて、水銀等の使用に係る規制を行うことが特に必要なものとして政令で定める製造工程において、水銀等を使用してはならない。

第六章 水銀等を使用する方法による金の採取の禁止

第二十条 何人も、業として、金鉱から水銀等を使用する方法によつて金の採取を行つてはならない。

第七章 水銀等の貯蔵に関する措置

第二十一条 主務大臣は、水銀等(その貯蔵に係る規制を行うことが特に必要なものとして政令で定めるもの)に限り、水銀含有再生資源及び廃棄物処理法第二条第一項に規定する廃棄物を除く。以下この章において同じ。)を貯蔵する者(以下「水銀等貯蔵者」という。)がその貯蔵に係る水銀等による環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針を定め、これを公表するものとする。

2 主務大臣は、前項の規定により技術上の指針を公表した場合において環境の汚染を防止するために必要があると認めるときは、水銀等貯蔵者に対し、その技術上の指針を勘案して、水銀等による環境の汚染を防止するためにとるべき措置について必要な勧告をすることができる。

3 環境大臣及び経済産業大臣は、前項の規定による勧告の実施に関し、同項の主務大臣に意見を述べることができる。

(貯蔵に関する報告)

第二十二条 水銀等貯蔵者であつて、その貯蔵する水銀等の量が主務省令で定める要件に該当する者は、主務省令で定めるところにより、定期的に、水銀等の貯蔵に関し主務省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による報告があつたときは、速やかに、当該報告に係る書類の写しを環境大臣及び経済産業大臣に送付するものとする。

第八章 水銀含有再生資源の管理に関する措置

(管理の指針等)

第二十三条 主務大臣は、水銀含有再生資源を管理する者(以下「水銀含有再生資源管理者」という。)がその管理に係る水銀含有再生資源による環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針を定め、これを公表するものとする。

2 主務大臣は、前項の規定により技術上の指針を公表した場合において環境の汚染を防止するために必要があると認めるときは、水銀含有再生資源管理者に対し、その技術上の指針を勘案して、水銀含有再生資源による環境の汚染を防止するためにとるべき措置について必要な勧告をすることができる。

3 環境大臣及び経済産業大臣は、前項の規定による勧告の実施に関し、同項の主務大臣に意見を述べることができる。

第二十四条 水銀含有再生資源管理者は、主務省令で定めるところにより、定期的に、水銀含有再生資源の管理に関し主務省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

2 第二十二條第二項の規定は、前項の規定による報告について準用する。

第九章 雑則

(報告の徴収)

第二十五条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、許可製造者、新用途水銀使用製品届出者、水銀等貯蔵者又は水銀含有再生資源管理者に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

(立入検査等)

第二十六条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、許可製造者、新用途水銀使用製品届出者、水銀等貯蔵者若しくは水銀含有再生資源管理者の事務所、工場、事業場、店舗若しくは倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験に必要な限度において試料を無償で収去させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査、質問又は収去をする場合においては、その身分を示す証明書を持参し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査、質問及び収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(資料の提出の要求)

第二十七条 主務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、水銀使用製品の製造、輸出若しくは輸入を業として行う者、水銀等貯蔵者又は水銀含有再生資源管理者に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

(主務大臣等)

第二十八条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 第三条第一項及び第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による計画の策定及び公表に関する事項については、環境大臣、経済産業大臣並びに特定水銀使用製品の製造に係る事業、新用途水銀使用製品の製造に係る事業、水銀等貯蔵者の行う事業及び水銀含有再生資源管理者の行う事業を所管する大臣

二 第六条第一項若しくは第九条第一項の許可、第十条の規定による許可の取消し、第九条第二項、第十一条第二項若しくは第十四条第二項の規定による届出の受理、第十五条、第二十一条第二項若しくは第二十三条第二項の規定による勧告、第二十二條第一項若しくは第二十四条第一項の規定による報告の受理、第二十五条の規定による報告の徴収又は第二十六条第一項の規定による立入検査、質問若しくは収去に関する事項については、これらの事項に係る特定水銀使用製品の製造に係る事業、新用途水銀使用製品の製造に係る事業、水銀等貯蔵者の行う事業又は水銀含有再生資源管理者の行う事業を所管する大臣

三 第二十一条第一項又は第二十三条第一項の規定による指針の策定及び公表に関する事項については、環境大臣、経済産業大臣及び水銀等貯蔵者の行う事業又は水銀含有再生資源管理者の行う事業を所管する大臣

四 前条の規定による資料の提出及び説明の求めに関する事項については、環境大臣、経済産業大臣及び当該求めの対象となる者の行う事業を所管する大臣

2 この法律における主務省令は、次のとおりとする。

一 第二条第二項の主務省令については、環境大臣及び経済産業大臣の発する命令

二 第六条第二項又は第九条第一項若しくは第二項の主務省令については、特定水銀使用製品の製造に係る事業を所管する大臣の発する命令

三 第十三条又は第十四条第一項若しくは第二項の主務省令については、環境大臣、経済産業大臣及び新用途水銀使用製品の製造等に係る事業を所管する大臣の発する命令

四 第二十二條第一項の主務省令については、環境大臣、経済産業大臣及び水銀等貯蔵者の行う事業を所管する大臣の発する命令

五 第二十四條第一項の主務省令については、環境大臣、経済産業大臣及び水銀含有再生資源管理者の行う事業を所管する大臣の発する命令

六 次条第一項の主務省令については、同項の主務大臣の発する命令
(権限の委任)

第二十九條 第二十二條第一項及び第二項(第二十四條第二項において準用する場合を含む。)、第二十四條第一項、第二十五條並びに第二十六條第一項の規定による主務大臣の権限は、主務省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

2 第二十一條第三項、第二十二條第二項(第二十四條第二項において準用する場合を含む。)、及び第二十三條第三項の規定による環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境事務所長に委任することができる。

(経過措置)

第三十條 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第三十一條 第四條の規定に違反した者は、五年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十二條 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第十章 罰則

第一條 この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五條の規定に違反した者
二 偽りその他不正の手段により第六條第一項又は第九條第一項の許可を受けた者
三 第十二條の規定に違反した者
四 第十九條の規定に違反した者
五 第二十條の規定に違反した者

第三十三條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
一 第十四條第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして新用途水銀使用製品の製造等をした者
二 第二十二條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
三 第二十四條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
四 第二十五條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
五 第二十六條第一項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

第三十四條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三條の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

2 前項の規定により第三十一條の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同条の罪についての時効の期間による。

第三十五條 第九條第二項又は第十一條第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

附則
(施行期日)

第一條 この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十六條から第十八條までの規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日
二 第五條から第十二條まで、第二十五條(許可製造者に係る部分に限る。及び第二十六條(許可製造者に係る部分に限る。の規定(これらの規定に係る罰則を含む。並びに附則第三條の規定 平成三十二年十二月三十一日まで)の間において政令で定める日

(経過措置)

第二條 この法律の施行の際現に鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第二十一條第一項の規定により水銀鉱の掘探に係る鉱業権の設定の許可を受け、水銀鉱を掘探している鉱業権者(この法律の施行後に当該鉱業権者に係る当該鉱業権を鉱業法第五十一條の三の規定により取得した者を含む。は、第四條の規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して十五年を経過する日までの間は、水銀鉱を掘探することができる。この場合において、その者は、その掘探した水銀鉱から得られる水銀等を、特定水銀使用製品(第六條第一項の許可(第九條第一項の規定による変更の許可があつたときは、その変更後のもの)又は外国為替及び外国貿易法第五十二條の輸入の承認を受けたものを除く。以外)の水銀使用製品の製造の用若しくは第十九條に規定する政令で定める製造工程以外の製造工程における使用の用に自ら供し、若しくは当該用にのみ供する者に譲り渡し、又は廃棄物(廃棄物処理法第二條第一項に規定する廃棄物をいう。)として処分し、若しくはその処分を他人に委託しななければならない。

第三條 第十二條の規定の施行の日前に製造され、又は輸入された特定水銀使用製品であつて、当該特定水銀使用製品の使用が条約で認められた用途に適合するものとして当該特定水銀使用製品の製造又は輸入に係る事業を所管する大臣の承認を受けたものを部品として他の製品の製造に用いる場合は、同条の規定は、適用しない。

第四條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(鉱業法の一部改正)
第五條 鉱業法の一部を次のように改正する。
第三條第一項中、水銀鉱を削る。

(鉱業法の一部改正に伴う経過措置)
第六條 この法律の施行前に鉱業法第二十一條第一項の規定により設定された水銀鉱の掘探に係る鉱業権は、この法律の施行の日の前日において消滅するものとする。ただし、附則第二條の規定により水銀鉱を掘探する者については、同条に規定する期間は、当該鉱業権は存続するものとみなして、前条の規定による改正後の鉱業法の規定を適用する。

2 この法律の施行の際現に鉱業法第二十一條第一項の規定により経済産業大臣に対してされている鉱業権の設定の出願については、この法律の施行後は、当該出願のうち水銀鉱の掘探に係る鉱業権の設定の出願は、されなかつたものとみなす。

(鉱業法の一部改正に伴う罰則に関する経過措置)
第七條 附則第五條の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)
第八條 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

大気汚染防止法の一部を改正する法律案
大気汚染防止法の一部を改正する法律
大気汚染防止法(昭和四十二年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二章の四 有害大気汚染物質対策の推進（第十八条の二十一―第十八条の二十五）」を

「第二章の四 水銀等の排出の規制等（第十八条の二十一―第十八条の三十五）」に改める。
第二章の五 有害大気汚染物質対策の推進（第十八条の三十六―第十八条の四十）」

第一条中「規制し」の下に、「水銀に関する水俣条約（以下「条約」という。）の的確かつ円滑な実施を確保するため工場及び事業場における事業活動に伴う水銀等の排出を規制し」を加える。

第二条第七項を削り、同条第八項中「たい積」を「堆積」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第九項を第八項とし、第十項から第十二項までを一項ずつ繰り上げ、第十四項を第十六項とし、同条第十三項中「及び特定粉じん」を「特定粉じん及び水銀等」に改め、同項を同条第十五項とし、同項の前に次の三項を加える。

12 この法律において「水銀等」とは、水銀及びその化合物をいう。

13 この法律において「水銀排出施設」とは、工場又は事業場に設置される施設で水銀等を大気中に排出するもののうち、条約の規定に基づきその規制を行うことが必要なものとして政令で定めるものをいう。

14 この法律において「排出口」とは、ばい煙発生施設において発生するばい煙、揮発性有機化合物排出施設に係る揮発性有機化合物又は水銀排出施設に係る水銀等を大気中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口部をいう。

第十三条第二項ただし書中「前項」を「同項」に改める。

第十八条の八中「同条第三項」を「同項」に改める。

第二章の四中第十八条の二十五を第十八条の四とする。

第十八条の二十四第二項中「第十八条の二十二」を「第十八条の三十七」に改め、同条を第十八条の三十九とする。

第十八条の二十三を第十八条の三十八とし、第十八条の二十二を第十八条の三十七とし、第十八

推進（第十八条の二十一―第十八条の二十五）」を

条の二十一を第十八条の三十六とする。
第二章の四を第二章の五とし、第二章の三の次に次の一章を加える。

第二章の四 水銀等の排出の規制等（施策等の実施の指針）
第十八条の二十一 水銀等の大気中への排出の抑制に関する施策その他の措置は、条約の的確かつ円滑な実施を図るため、この章に規定する水銀等の排出の規制と事業者が自主的に行う水銀等の排出の抑制のための取組とを適切に組み合わせ、効果的な水銀等の大気中への排出の抑制を図ることを旨として、実施されなければならない。

（排出基準）
第十八条の二十二 水銀等に係る排出基準は、水銀等の大気中への排出の削減に関する技術水準及び経済性を勘案し、その排出が可能な限り削減されるよう、水銀排出施設の排出口から大気中に排出される排出物に含まれる水銀等の量（以下「水銀濃度」という。）について、施設の種類及び規模ごとの許容限度として、環境省令で定める。

（水銀排出施設の設置の届出）
第十八条の二十三 水銀等を大気中に排出する者は、水銀排出施設を設置しようとするときは、環境省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 工場又は事業場の名称及び所在地
三 水銀排出施設の種類
四 水銀排出施設の構造
五 水銀排出施設の使用の方法
六 水銀等の処理の方法

2 前項の規定による届出には、水銀濃度及び水銀等の大気中への排出の方法その他の環境省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

（経過措置）
第十八条の二十四 一の施設が水銀排出施設となつた際現にその施設を設置している者（設置の工事をしていない者を含む。）であつて水銀等を大気中に排出するものは、当該施設が水銀排出施設となつた日から三十日以内に、環境省令で定めるところにより、前条第一項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。
（水銀排出施設の構造等の変更の届出）
第十八条の二十五 第十八条の二十三第一項又は前条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第十八条の二十三第一項第四号から第六号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 第十八条の二十三第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。
（計画変更命令等）
第十八条の二十六 都道府県知事は、第十八条の二十三第一項又は前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る水銀排出施設に係る水銀濃度がその水銀排出施設に係る第十八条の二十二の排出基準（以下この章において「排出基準」という。）に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る水銀排出施設の構造若しくは使用の方法若しくは水銀等の処理の方法に關する計画の変更（前条第一項の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）又は第十八条の二十三第一項の規定による届出に係る水銀排出施設の設置に關する計画の廃止を命ずることができる。

第十八条の二十七 第十八条の二十三第一項の規定による届出をした者又は第十八条の二十五第一項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から六十日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る水銀排出施設を設置し、又はその届出に係る水銀排出施設の構造若しくは使用の方法若しくは水銀等の処理の方法の変更をしてはならない。

（排出基準の遵守義務）
第十八条の二十八 水銀排出施設から水銀等を大気中に排出する者（以下「水銀排出者」という。）は、その水銀排出施設に係る排出基準を遵守しなければならない。
（改善勧告等及び改善命令等）
第十八条の二十九 都道府県知事は、水銀排出者が排出する水銀等の排出口における水銀濃度が排出基準に適合しない水銀等を継続して大気中に排出すると認めるときは、当該水銀排出者に対し、期限を定めて、当該水銀排出施設の構造若しくは使用の方法若しくは水銀等の処理の方法の改善又は当該水銀排出施設の使用の一時停止その他水銀等の大気中への排出を減少させるための措置をとるべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
（水銀濃度の測定）
第十八条の三十 水銀排出者は、環境省令で定めるところにより、当該水銀排出施設に係る水銀濃度を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

（準用）
第十八条の三十一 第十条第二項の規定は、第十八条の二十七の規定による実施の制限について準用する。
2 第十二条及び第十二条の規定は、第十八条の二十三第一項又は第十八条の二十四第一項の規

定による届出をした者について準用する。

3 第十三条第二項の規定は、第十八条の二十九第一項の規定による勧告及び同条第二項の規定による命令について準用する。

(要排出抑制施設の設置者の自主的取組)

第十八条の三十二 工場又は事業場に設置される水銀等を大気中に排出する施設(水銀排出施設を除く。)のうち、水銀等の排出量が相当程度多い施設であつて、その排出を抑制することが適当であるものとして政令で定めるもの(以下この条において「要排出抑制施設」という。)を設置している者は、その要排出抑制施設に係る水銀等の大気中への排出に関し、単独又は共同して、自ら遵守すべき基準を作成し、水銀濃度を測定し、その結果を記録し、これを保存することその他の水銀等の大気中への排出を抑制するために必要な措置を講ずるとともに、当該措置の実施の状況及びその評価を公表しなければならない。

(事業者の責務)

第十八条の三十三 前条に規定するもののほか、事業者は、その事業活動に伴う水銀等の大気中への排出の状況を把握し、当該排出を抑制するために必要な措置を講ずるようするとともに、国が実施する水銀等の大気中への排出の抑制に関する施策に協力しなければならない。

(国の施策)

第十八条の三十四 国は、我が国における水銀等の大気中への排出の状況を把握し、その結果を公表すること、水銀等の大気中への排出の抑制のための技術に関する情報を収集整理し、その成果の普及を図ることその他の水銀等の大気中への排出の抑制に関する施策の実施に努めなければならない。

(地方公共団体の施策)

第十八条の三十五 地方公共団体は、事業者に対し、水銀等の大気中への排出を抑制するために必要な措置を講ずることを促進するために必要な情報の提供を行うよう努めるとともに、住民

に対し、水銀等の大気中への排出の抑制に関する知識の普及を図るよう努めなければならない。

第二十六条第一項中「若しくは解体等工事の発注者若しくは受注者、自主施工者若しくはは」を「解体等工事の発注者若しくは受注者、自主施工者」に改め、「施工する者」の下に「若しくは水銀排出施設を設置している者」を、「特定粉じん排出等作業の状況」の下に、「水銀排出施設の状況」を加え、「若しくは解体等工事に係る建築物等若しくは解体等工事の現場」を「解体等工事に係る建築物等、解体等工事の現場若しくは水銀排出施設を設置している者の工場若しくは事業場」に、「建築物等その他の」を「建築物等、水銀排出施設その他の」に改める。

第二十七条第一項中「又は特定粉じん発生施設」を「特定粉じん発生施設又は水銀排出施設」に、「又は特定粉じん」を「特定粉じん又は水銀等」に、「又は第十八条の三十一第一項」を「第十八条の三十一第一項及び第十八条の三十一第二項」に、「又は第十八条の三十三第二項」を「第十八条の三十三第二項及び第十八条の三十三第三項」に、「並びに第十八条の六から第十八条の九まで」を「第十八条の六から第十八条の九まで並びに第十八条の二十三から第十八条の二十七まで」に改め、同条第二項中「又は第十八条の三十三第二項」を「第十八条の三十三第二項及び第十八条の三十三第二項」に、「又は第十八条の六」を「第十八条の六、第十八条の二十三又は第十八条の二十五」に改め、同条第三項中「又は第十八条の八」を「第十八条の八又は第十八条の二十六」に改め、同条第五項中「又は」を「若しくは」に改め、「命令」の下に「又は第十八条の二十九第一項の規定による勧告若しくは同条第二項の規定による命令」を加える。

第二十八条第二項中「若しくは特定粉じん排出等作業を」、「特定粉じん排出等作業若しくは水銀排出施設」に、「若しくは粉じん」を「粉じん若しくは水銀等」に改める。

第二十八条の二第一号中「第十八条の十九」の下

に、「第十八条の二十六、第十八条の二十九第二項」を加え、同条第二号中及び第十五条の第二項を「第十五条の二第一項及び第十八条の二十九第一項」に改める。

第二十九条中「又は特定粉じん」を「特定粉じん又は水銀等」に改める。

第三十条中「揮発性有機化合物」の下に「水銀等」を、「関する研究」の下に「及び国際協力」を加える。

第三十二条中「並びに」を削り、「条例」を「水銀排出施設について、その水銀排出施設に係る水銀等以外の物質の大気中への排出に関し、並びに水銀排出施設以外の水銀等を大気中に排出する施設について、その施設に係る水銀等の大気中への排出に関し、条例」に改める。

第三十三条中「又は第十八条の十一」を「第十八条の十一、第十八条の二十六又は第十八条の二十九第二項」に改める。

第三十四条第一号中「又は第十八条の十五第一項」を「第十八条の十五第一項、第十八条の二十三第一項又は第十八条の二十五第一項」に改める。

第三十五条第二号中「又は第十八条の七第一項」を「第十八条の七第一項又は第十八条の二十四第一項」に改め、同条第二号中「又は第十八条の九」を「第十八条の九又は第十八条の二十七」に改め、同条第三号中「第十六条」の下に「又は第十八条の三十」を加える。

第三十六条中「前四条」を「第三十三条から前条まで」に改める。

第三十七条中「又は第十八条の十三第二項」を「第十八条の十三第二項及び第十八条の三十一第二項」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、水銀に関する水俣条約が日本国について効力を生ずる日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(租税特別措置法の一部改正)

第三条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第九十条の十二第一項第三号中「第二条第十四項」を「第二条第十六項」に改める。

(特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の一部改正)

第四条 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和四十六年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号及び第五号中「第二条第九項」を「第二条第八項」に改める。